

状況写真

85



86



87



88



89



90



状況写真

199



200



201



202



203



204



状況写真

205



206



207



208



209



210



状況写真

229



230



231



232



233




234



林地開発許可審査調書

申請者住所	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号							
氏名	宮城川崎町メガソーラー合同会社 代表社員 RGエナジー一般社団法人 職務執行者 北川 久芳							
開発場所	宮城県柴田郡川崎町大字川内字花地山1番1 外1字24筆							
関係林小班	79林班イ1～4, ハ1～9, ニ1～4-1, ホ1～5, ヘ1～5, 80林班イ1～9・ロ1,5～8, ニ1～6, ホ1～4, チ1～6							
開発目的	太陽光発電所の建設		開発事業名		—			
森林率等	50.14% 残置森林率(43.02%)		法令等で定められている森林率等		25% (—%)			
面積	事業区域面積		60.1004 ha		森林経営計画 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	開発をしようとする森林面積		56.3741 ha		公益的機能別施業森林名			
	開発行為に係る森林面積		31.5436 ha		該当なし			
用途 面積	用地の現況	地域森林計画対象外民有林					計	比率(%)
	転用後の用途	地域森林計画対象民有林	公衆用道路	水路	その他(雑種地等)			
	施設用地	19.9848	0.1886	0.2872			20.4606	34.04
	変電所用地	0.1654			0.0162		0.1816	0.30
	既存林道	0.1599	1.5885	0.0110			1.7594	2.93
	既存道路	0.0636	0.0787	0.3250			0.4673	0.78
	防災調整池	1.5192		0.5232			2.0424	3.40
	水路	0.0922		0.0744			0.1666	0.28
	造成法面	5.9088	0.1172				6.0260	10.03
	造成緑地	0.0000	0.4911				0.4911	0.82
	土砂運搬路	0.2377					0.2377	0.40
	造成森林	3.4120	0.0252				3.4372	5.72
	小計	31.5436	2.4893	1.2208	0.0162		35.2699	58.68
	積	残置森林(16年生以上)	24.2536				24.2536	40.36
		残置森林(15年生以下)	0.5769				0.5769	0.96
	小計	24.8305	0.0000	0.0000	0.0000	24.8305	41.32	
	計	56.3741	2.4893	1.2208	0.0162	60.1004	100.00	
現況	樹種及び混合歩合	スギ(60%), その他広葉樹(30%), ヒノキ(2%), アカマツ(4%), カラマツ(3%), クヌギ(1%)						
	林齢・生育状況	スギ2～4, 28～66年生 ヒノキ37年生 アカマツ34～54年生 カラマツ56～75年生 クヌギ57～60年生 その他広葉樹28～77年生 良						
傾斜	30度	地質	新第三紀中新世 第四紀更新世		土壌	砂質粘土		
開発行為に対する関係者の意見	受益者	なし。						
	市町村	意見有り(令和2年10月5日付け農林第370号)						
他法令の関係	他法令の許可状況	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池設置指導要綱に係る協議 (県河川課 令和2年11月30日協議回答) ・大規模開発行為に関する指導要綱(県自然保護課 協議中) ・川崎町公共物管理条例(川崎町 令和2年3月2日許可) ・土壌汚染対策法に係る届出(県仙南保健所 工事着手前提出) 						
	事業についての認可状況	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備変更認定申請(経済産業省 令和元年5月24日收受) ・系統連系接続契約名義変更(東北電力㈱ 令和2年11月25日締結) 						
一般的事項の審査	計画の具体性	設計図書一有 資金計画一有 信用状況一有 施工業者一他社						
	森林を使用できる権利(面積割合)	所有権 地上権 使用承諾 賃貸契約 その他(法定外公共物については使用同意)						
	排除を要する権利及び手続きの状況	地上権 地役権 抵当権 根抵当権 その他() 該当なし						
	最小限度面積	必要最小限度の面積と認められる						
	全体計画との関連	当該開発計画が全体計画である						
その他	開発協議書の締結・同意書	問題なし						
	周辺森林施業に及ぼす影響	問題なし						
	残置又は造成森林の管理	開発中・開発後とも申請者(施工業者)が管理を行う。						

1 災害防止工の審査	土工事	適	不適	切盛土量については、残土の発生はない計画であり、また、盛土を実施する場合には、必要に応じ段切工を施工し、盛土と現地盤の密着を図り、沢部には暗渠工を実施する計画であるため、土工事については、適当であると認められる。
	法面工事	適	不適	切土法面勾配は1:1.2、盛土法面勾配は1:2.0以上で法面を造成する計画であり、切盛土ともに5m毎に小段及び排水路を設置し、法面緑化を実施する計画であることから、法面工事については、適当であると認められる。
	防災工事	適	不適	場内の雨水は、可能な限り排水路により防災調整池に導入される計画であり、調整池の規模は適切である。また、工事中の防災対策も検討されていることから、防災工事は適当であると認められる。
	流末処理	適	不適	場外に排出される雨水の流末処理は適切であり、放流先である関係者との協議を行っていることから、流末処理は適当であると認められる。
2 水の確保上の審査	水の依存状況	有	無	
	必要水量を確保するための措置	適	不適	下流に流下する水の流域を変更及び遮断する計画ではないことから、特に対策は講じていない。
	水質悪化防止のための措置	適	不適	完成後は、防災調整池を経由して、事業区域外へ放流する計画となっており、また、工事中の対策も検討されているため、水質悪化防止対策は適当と認められる。
3 環境保全上の審査	森林率と配置	適	不適	森林率25%以上の残置森林等を配置する計画であり、適当と認められる。
	騒音・粉じん・植生保全に対する措置	適	不適	粉塵及び工事車両の安全対策が検討されている計画となっており、適当であると認められる。
	景観維持上の配慮	適	不適	森林及び緑地の配置は、適切な計画となっており、適当であると認められる。
4 工事の工程	適	不適	防災工事を先行する計画であり、適当であると認められる。	
総合判定	許 条件付許可 不許可	可 可		以上の審査結果、森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれにも該当しないものと認められるため、許可が適当と認められる。
審査者職氏名(印)	環境生活部 自然保護課 みどり保全班 奥平 直人 印			
処理期間	令和元年10月1日 ~ 令和 年 月 日			
現地調査年月日	令和2年12月4日 令和3年1月19日			
調査者職氏名(印)	自然保護課 みどり保全班 技術補佐 勝呂元, 技師 奥平直人, 主事 阿久津魁脩 自然保護班 技術主査 市村康裕			
聴取及び現地立ち会い人	大河原地方振興事務所 林業振興部 森林管理班 技術主査 木村 茂也 申請者: 			
審査添付調書書類	林地開発許可申請書等チェックリスト			